破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３６７号
群馬県前橋市粕川町稲里257番地２
破産者　瀬戸知恵美
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
長崎県東彼杵郡波佐見町中尾郷606番地、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1569番地１
破産者　前川　直行
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
新潟県上越市東城町１丁目２番22号　さくら荘Ｂ号
破産者　岡田　　聡
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３３２０号
札幌市東区北38条東14丁目３番１―801号
破産者　宮下　　勝
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２６号
札幌市南区川沿13条１丁目２番１号　ＪＫステージ川沿105号
破産者　三上　洋治
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８号
静岡県掛川市本所535番地の４
破産者　神尾真裕美（旧姓二俣）
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２０年（フ）第２５９１号
愛知県北名古屋市宇福寺天神209番地、住民票上の住所名古屋市西区上橋町42番地
破産者　近藤　富彦
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０３号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神129番地の８
破産者　清水喜久男
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６２７号
愛知県稲沢市下津鞍掛町59番地３　ライオンズマンション稲沢606
破産者　永留　伸悟
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３５号
静岡県富士市神戸49―１ブルドーザー基礎株式会社内、住民票上の住所愛知県春日井市勝川新町２丁目113番地12
破産者　谷川　宏之
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４５号
名古屋市東区葵１丁目18番21号　ダイアパレス葵801号
破産者　オフィスセンプレこと　平林　恭恵
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２６号
愛知県瀬戸市すみれ台４丁目14番地
破産者　林　　政一
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３５号
愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田88番地クイーンハイツ大治103号、開始決定時の住所名古屋市熱田区三本松町17番１号　アンバーハウス神宮802号
破産者　西角慎太郎
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８５５号
名古屋市千種区茶屋坂通２丁目40番地の１シャトーマスヒコ202号
破産者　ジュビアこと　杉本　貴庸
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２９８号
京都府木津川市木津川台８丁目26番地10
破産者　上田　悠貴
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
広島市安佐南区川内１丁目13番31号、開始決定時の住所広島市安佐南区伴南４丁目４番14号
破産者　黒岩　雅美
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１５号
広島市安芸区矢野南５丁目４番40―802号
破産者　橘　美恵子
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
佐賀県唐津市浜玉町谷口485番地
破産者　浦田　一秀
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部